

## 財政融資資金普通地方長期資金等借用証書の特約条項の追加について

(平成13年3月30日財理第852号)

最終改正(平成17年5月31日財理2090号)

各財務(支)局長

沖縄総合事務局長 殿

財務省理財局長 原口恒和

### 財政融資資金普通地方長期資金等借用証書の特約条項の追加について

標記のことについて、平成13年3月31日までに貸し付けた資金の財政融資資金普通地方長期資金等借用証書の特約条項に補償金に関する条項が付されていないものに係る繰上償還について、地方公共団体から申し出があった場合の取扱いは下記によることとし、平成13年4月1日から実施することとしたので通知する。

#### 記

##### 1 特約条項の追加による繰上償還

財務局長(福岡財務支局長及び沖縄総合事務局長を含む。以下同じ。)は、財政融資資金普通地方長期資金等借用証書(以下「借用証書」という。)の特約条項に補償金に関する条項(以下「補償金条項」という。)が付されていないものに係る繰上償還について、地方公共団体から申し出があった場合、これを審査の上、補償金条項の追加を追証書により行うことにより、繰上償還の手続を行うものとする。

##### 2 特約条項追加の手続

借用証書の特約条項に補償金条項を追加する場合の手続は、次のとおりとする。

###### (1) 財政融資資金普通地方長期資金等借用証書補償金条項追加承認申請書の提出

財務局長は、地方公共団体から補償金条項の追加を求められた場合には、当該地方公共団体に別紙1の財政融資資金普通地方長期資金等借用証書補償金条項追加承認申請書(以下「補償金条項追加承認申請書」という。)を提出させるものとする。

###### (2) 財政融資資金普通地方長期資金等借用証書補償金条項追加承認通知書等の送付

財務局長は、補償金条項追加承認申請書の提出を受けた場合には、これを審査の上、当該申請に基づく補償金条項の追加を承認して差し支えないものと認めたときは、別紙2の財政融資資金普通地方長期資金等借用証書補償金条項追加承認通知書(以下「補償金条項追加承認通知書」という。)を当該地方公共団体に送付すると

とともに、別紙3の財政融資資金普通地方長期資金等借用証書補償金条項追加報告書を理財局長に送付するものとする。

なお、補償金条項追加承認通知書においては、承認通知と併せて、財務大臣に対する追証書提出の請求を行うものとする。

#### (3) 追証書の受入

財務局長及び財務事務所長（小樽出張所長及び北見出張所長を含む。以下同じ。）（以下「財務局長等」という。）は、（2）の規定により財務大臣に対する追証書提出の請求を受けた地方公共団体から、追証書の提出を受けるものとする。

#### (4) 追証書の保管依頼

財務局長等は、（3）の規定により地方公共団体から追証書の提出を受けた場合には、その内容を確認し、当該追証書の保管を日本銀行統轄店に依頼する場合には、保管依頼日、保管依頼枚数、送付方法等を当該日本銀行統轄店と調整のうえ、当該追証書に別紙4の追証書保管依頼書を添付し、当該日本銀行統轄店に送付するものとする。

#### (5) 財務局長への報告

財務事務所長は、（4）の規定により地方公共団体から提出を受けた追証書の内容を確認した場合には、その旨を財務局長に報告するものとする。

#### (6) 財政融資資金貸付金元帳の登記

財務局長は、（4）の規定により地方公共団体から提出を受けた追証書の内容を確認した場合又は財務事務所長から（5）の報告を受けた場合には、当該借用証書に係る財政融資資金貸付金元帳の摘要欄に「何年何月何日補償金に関する特約条項を追加」と記入するものとする。

#### (7) 書類の経由等

財務事務所長は、財務事務所の管轄区域内の地方公共団体から補償金条項追加承認申請書の提出を受けた場合には、意見を付して財務局長に進達するものとする。

財務局長は、財務事務所長から進達を受けた補償金条項追加承認申請書について、補償金条項追加承認通知書を地方公共団体に送付する場合には、当該財務事務所を経由して送付するものとする。

追証書の提出先は、当該地方公共団体がある区域を管轄する財務局長（当該地方公共団体が、福岡財務支局の管轄区域（財務事務所の管轄区域を除く。）内にある場合には福岡財務支局長とし、財務事務所、小樽出張所又は北見出張所の管轄区域内にある場合には当該財務事務所長又は出張所長とする。）又は沖縄総合事務局長とする。

### 3 その他

補償金特約条項追加に係る追証書提出後の繰上償還の手続は、財政融資資金の管理及び運用の手続に関する規則（昭和49年大蔵省令第42号）及び財政融資資金地方資金管理事務処理細則（昭和60年7月1日蔵理第2100号）等の規定により処理するものとする。

第 年 月 号

財務大臣 殿

地方公共団体の長

氏 名 印

## 財政融資資金普通地方長期資金等借用証書補償金条項追加承認申請書

財政融資資金普通地方長期資金等借用証書について、下記のとおり特約条項を追加したいので、承認願  
いたく申請します。

記

## 1. 補償金に関する特約条項を追加したい借用証書

借入年月日	借用証書記番号	備 考
年 月 日	第 号	

## 2. 特約条項を次のとおりとする。

変更前	変更後
第3条 乙は、この借入金の全部又は一部の額について、甲の承認を得て繰上償還をすることができるものとする。	第3条 乙は、この借入金の全部又は一部の額について、甲の承認を得て繰上償還をすることができるものとする。この場合において、甲は、乙から繰上償還の申し出があり、当該繰上償還に必要な補償金の支払が繰上償還と同時に確実に行われる見込みがあると認めるとときに限り、繰上償還の承認をするものとする。
	2. 前項に規定する補償金は、次のイに掲げる額が口に掲げる額を超える場合に必要なものとし、その額は、当該超過額（甲が送付する同一の財政融資資金貸付金繰上償還承認通知書（以下この項において「承認通知書」という。）に2以上の記番号が異なる借用証書（以下この項において「異なる借用証書」という。）があるときは、異なる借用証書ごとに計算したイに掲げる額の合計額が口に掲げる額の合計額を超える場合における当該超過額）とするものとする。 イ 各支払期日ごとに計算した次の額の合計額 繰上償還前の財政融資資金貸付金償還年次表に当該支払期日の元利金の償還所要額として記載された額から、承認通知書に添付される繰上償還後の財政融資資金貸付金償還年次表に当該支払期日の元利金の償還所要額として記載された額を控除した額に、当該支払期日と繰上償還日との期間に最も近い残存期間を有する国債の利回りを勘案して甲が定める割引率を乗じた額 ロ この借入金に係る繰上償還額
	第4条第1項(6) この借入金により取得した財産の全部若しくは一部を処分し、又はこの借入金に係る事業に関し補助金等の交付を受けた場合
第6条中「利子の支払」「利子の金額」	第6条中「利子若しくは補償金の支払」「利子若しくは補償金の金額」
第7条第1項中「利子若しくは」 第2項中「利子の支払」	第7条第1項中「利子、補償金又は」 第2項中「利子又は補償金の支払」
	第10条第2項 乙は、この借入金により取得した財産の全部若しくは一部を処分できる見込みがあるとき又はこの借入金に係る事業に関し補助金等の交付の決定があったときには、甲に遅滞なくその旨を申し出るものとする。

備考

- 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。
- 備考欄には、繰上償還予定日及び予定金額等を記載すること。

別紙2

第 年 月 号 日

(地方公共団体の長) 殿

(財務局長、福岡財務支局長又は沖縄総合事務局長  
氏名印)

財政融資資金普通地方長期資金等借用証書補償金条項追加承認通知書

年 月 日付第 号をもって申請のあった財政融資資金普通地方長期資金等借用証書の特約条項の追加については、承認されたので通知する。

なお、別途送付する追証書を作成のうえ、年 月 日までに財務大臣に提出されたい。

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
- 2 この通知書には、追証書式(別紙)を添付すること。

別添

第 年 月 号 日

財務大臣 殿

(地方公共団体名)  
(代表者の職 氏 名 [印])

### 追 証 書

借用証書の借入条件を下記のとおり変更します。

記

区 分	変 更 前	変 更 後
地方公共団体名		
貸付けの種類	普通地方長期資金等	
借入年月日	年 月 日	
借用証書の記番号	第 号	
当初借入額	円	
変更年月日		年 月 日
特 約 条 項	<p>第3条 乙は、この借入金の全部又は一部の額について、甲の承認を得て繰上償還をすることができるものとする。この場合において、甲は、乙から繰上償還の申し出があり、当該繰上償還に必要な補償金の支払が繰上償還と同時に確実に行われる見込みがあると認めるとき限り、繰上償還の承認をするものとする。</p> <p>2 前項に規定する補償金は、次のイに掲げる額が口に掲げる額を超える場合に必要なものとし、その額は、当該超過額（甲が送付する同一の財政融資資金貸付金繰上償還承認通知書（以下この項において「承認通知書」という。）に2以上の記番号が異なる借用証書（以下この項において「異なる借用証書」という。）があるときは、異なる借用証書ごとに計算したイに掲げる額の合計額が口に掲げる額の合計額を超える場合における当該超過額）とするものとする。</p> <p>イ 各支払期日ごとに計算した次の額の合計額 繰上償還前の財政融資資金貸付金償還年次表に当該支払期日の元利金の償還所要額として記載された額から、承認通知書に添付される繰上償還後の財政融資資金貸付金償還年次表に当該支払期日の元利金の償還所要額として記載された額を控除した額に、当該支払期日と繰上償還日との期間に最も近い残存期間を有する国債の利回りを勘案して甲が定める割引率を乗じた額 ロ この借入金に係る繰上償還額</p>	<p>第3条 乙は、この借入金の全部又は一部の額について、甲の承認を得て繰上償還をすることができるものとする。この場合において、甲は、乙から繰上償還の申し出があり、当該繰上償還に必要な補償金の支払が繰上償還と同時に確実に行われる見込みがあると認めるとき限り、繰上償還の承認をするものとする。</p> <p>2 前項に規定する補償金は、次のイに掲げる額が口に掲げる額を超える場合に必要なものとし、その額は、当該超過額（甲が送付する同一の財政融資資金貸付金繰上償還承認通知書（以下この項において「承認通知書」という。）に2以上の記番号が異なる借用証書（以下この項において「異なる借用証書」という。）があるときは、異なる借用証書ごとに計算したイに掲げる額の合計額が口に掲げる額の合計額を超える場合における当該超過額）とするものとする。</p> <p>イ 各支払期日ごとに計算した次の額の合計額 繰上償還前の財政融資資金貸付金償還年次表に当該支払期日の元利金の償還所要額として記載された額から、承認通知書に添付される繰上償還後の財政融資資金貸付金償還年次表に当該支払期日の元利金の償還所要額として記載された額を控除した額に、当該支払期日と繰上償還日との期間に最も近い残存期間を有する国債の利回りを勘案して甲が定める割引率を乗じた額 ロ この借入金に係る繰上償還額</p>
		<p>第4条第1項(6) この借入金により取得した財産の全部若しくは一部を処分し、又はこの借入金に係る事業に關し補助金等の交付を受けた場合</p>
	第6条中「利子の支払」「利子の金額」	第6条中「利子若しくは補償金の支払」「利子若しくは補償金の金額」
	第7条第1項中「利子若しくは」 第2項中「利子の支払」	第7条第1項中「利子、補償金又は」 第2項中「利子又は補償金の支払」
		<p>第10条第2項 乙は、この借入金により取得した財産の全部若しくは一部を処分できる見込みがあるとき又はこの借入金に係る事業に關し補助金等の交付の決定があったときには、甲に遅滞なくその旨を申し出るものとする。</p>

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

別紙3

号日

財務省理財局長 殿

(財務局長、福岡財務支局長または沖縄総合事務局長 氏名印)

財政融資資金普通地方長期資金等借用証書補償金条項追加報告書

下記の財政融資資金普通地方長期資金等借用証書について、補償金条項の追加を承認したので報告します。

記

(注) この報告書を提出する場合は、必ず貸付金元帳の写しを添付すること。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

第 号  
年 月 日

## 追証書保管依頼書

別紙にかかる追証書について、保管を依頼します。

(日本銀行 店) 御中

(財務局長、福岡財務支局長、財務事務所長、出張所長  
又は沖縄総合事務局長 氏名印)

### 備考

用紙の大きさは、各片とも日本工業規格A列4とする。

## 追証書保管依頼書別紙

年 月 日

## 追証書受領通知書

保管依頼のあった別紙の追証書について、受領しましたので通知します。

(財務局長、福岡財務支局長、財務事務所長  
、出張所長又は沖縄総合事務局長) 殿

日本銀行 店印

追証書受領通知書別紙